

会長声明

平成 29 年 3 月 31 日

日本公認会計士協会
会長 関根 愛子

「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」の 公表を受けて

本日、金融庁は、「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」が取りまとめた「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を公表しました。

本原則は、大規模な監査法人の組織的な運営を念頭に、監査品質の持続的向上を重視する組織文化の醸成、実効的な経営機能の発揮やそれを監督・評価する機能の確保、監査品質の向上に向けた意見交換とそれを可能にする組織運営の透明性の確保に関する原則をまとめたものです。本原則の公表は、監査法人のガバナンスの更なる向上の契機であり、本原則を適用する監査法人の真摯な取組と実践は、監査に対する資本市場からの信頼性の維持向上に資するものとなります。監査法人の組織運営の透明性に関する報告は、本原則の適用状況などを形式的な表現によることなく、各監査法人の自らの表現により説明し、資本市場の関係者、特に上場企業の取締役・監査役等及び株主・投資家との監査品質の向上に向けた一層の意見交換・対話に繋げる必要があります。資本市場の関係者の方々にもご協力いただきたく存じます。

また、本原則を適用しない監査法人においても、それぞれの特性等を踏まえた最も適切と考える方法にて、監査品質の維持向上及び継続的改善を重視する組織文化の醸成と透明性の向上に努め、実効的な組織運営を実現することが期待されていると理解しています。

当協会は、今後も公認会計士監査の充実・強化に向けた様々な施策を実施し、監査の信頼性確保に全力を挙げて取り組んでいく所存であります。

以 上